

令和5年第4回美郷町議会臨時会

議事日程（第1号）

令和5年4月24日（月曜日）午前10時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 町長の招集挨拶
議案上程・審議（説明～質疑～討論～表決）
- 第 4 承認第 1号 専決処分事項の承認を求めることについて
- 第 5 承認第 2号 専決処分事項の承認を求めることについて
- 第 6 承認第 3号 専決処分事項の承認を求めることについて
- 第 7 議案第32号 令和5年度美郷町一般会計補正予算第2号

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（14名）

2番	村田 薫 君	3番	鈴木 正洋 君
5番	高山 茂雄 君	6番	高橋 邦武 君
7番	深澤 均 君	8番	伊藤 福章 君
9番	高橋 正和 君	10番	泉 美和子 君
11番	深沢 義一 君	12番	熊谷 良夫 君
13番	澁谷 俊二 君	14番	長谷川 幸子 君
15番	鈴木 良勝 君	16番	森元 淑雄 君

欠席議員（2名）

1番	熊谷 隆一 君	4番	藤原 政春 君
----	---------	----	---------

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	松田 知己 君	副 町 長	本間 和彦 君
総務課長	高橋 穰 君	企画財政課長	武田 浩之 君
税務課長	小田長 光仁 君	住民生活課長	木村 英彰 君
福祉保健課長	高橋 勉 君	農政課長	中田 裕克 君
商工観光交流課長	今野 武俊 君	建設課長	高橋 博和 君
会計管理者兼 出納室長	飛澤 史子 君	農業委員会 事務局 長	佐々木 龍悦 君
教 育 長	栗林 守 君	教育推進監	青谷 千里 君
教育推進課長	佐々木 寿人 君	生涯学習課長	大澤 修 君

職務のため出席した者の職氏名

事務局 長	深澤 文仁	庶務班 長	澁谷 正樹
事務補助員	佐々木 楓	兼 議事班 長	

◎開会及び開議の宣告

○議長（森元淑雄君） おはようございます。

1 番、熊谷隆一君、4 番、藤原政春君から欠席の届出があります。

定刻並びに出席議員が定足数に達しておりますので、ただいまから令和5年第4回美郷町議会臨時会を開会いたします。

ただちに会議を開きます。

(午前10時00分)

◎会議録署名議員の指名

○議長（森元淑雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、8番、伊藤福章君、9番、高橋正和君を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（森元淑雄君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日限りとしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（森元淑雄君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日1日限りと決定いたしました。

◎町長の招集挨拶

○議長（森元淑雄君） 日程第3、町長の招集挨拶を行います。

本臨時会の招集に当たって、町長より招集の挨拶の申出がありましたので、これを許します。

町長 松田知己君、登壇願います。

(町長 松田知己君 登壇)

○町長（松田知己君） おはようございます。令和5年第4回美郷町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員各位にはご出席をいただきお礼申し上げます。

開会にあたり、行政報告並びに提出いたしました議案の概要等を申し上げ、招集のあいさつと

いたします。

はじめに、4月1日及び4月23日に発生した火災についてご報告いたします。4月1日午前9時40分頃、金沢東根字寺村で火災が発生し、約1時間後に鎮火しました。また、4月23日午前10時30分頃、飯詰字南西法寺で火災が発生し、約1時間後に鎮火しました。いずれも怪我人等はありませんでした。

どちらの火災も、個人敷地内でのゴミ焼きが原因とされており、町では防災無線等により、ゴミ焼きをしないよう、啓発してまいります。

承認第1号は、地方税法等の一部を改正する法律等の公布に伴う美郷町税条例等の一部改正について、承認第2号は、地方税法施行令等の一部を改正する政令の公布に伴う美郷町国民健康保険税条例の一部改正について、承認第3号は、譲与税、特別交付税及び町債等の額の確定等に伴う「令和4年度一般会計補正予算第13号」についてそれぞれ専決処分しましたので、報告し、承認を求めるものです。

議案第32号「令和5年度美郷町一般会計補正予算第2号」についてですが、国の子育て世帯生活支援特別給付金事業費の追加、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用したエネルギー・食料品等価格高騰支援給付金事業及び生活応援券事業に要する経費の追加による歳入歳出予算の補正について、お諮りするものです。

以上、提出議案の概要につきまして説明いたしました。

なお、提出議案の詳細につきましては担当課長に説明させますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます、招集のあいさつといたします。

◎承認第1号の上程、説明、質疑、討論、表決

○議長（森元淑雄君） 日程第4、承認第1号 専決処分事項の承認を求めることについてを上程し、議題といたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。税務課長。

○税務課長（小田長光仁君） 承認第1号についてご説明いたします。

議案2ページ、専決処分書をご覧ください。地方税法等の一部を改正する法律等が、令和5年3月31日に公布され、翌4月1日から順次施行されることに伴い専決処分いたしました専決第1号 美郷町税条例の一部を改正する条例について報告し、承認を求めますのでございます。

改正条文は、議案3ページから8ページまででございますが、内容につきましては、新旧対照表にて説明いたしますので、議案資料集1ページをご覧ください。なお、改正附則第1条におい

て一部の改正規定を除き、この条例の施行期日を令和5年4月1日と規定しておりますが、一部の施行期日が異なる改正規定についてのみ、内容の説明と併せて施行期日を説明させていただきますので、ご了承をお願いいたします。

まず、第33条の9は、配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除についての規定であり、同条第2項では、配当割額又は株式等譲渡所得割額を個人の町民税の所得割額から控除しきれなかった場合は、その控除不足額を還付又は充当することを規定したものでございます。森林環境税の導入に伴い、その控除不足額の充当先に森林環境税を追加し、併せて充当の書きぶりを修正したものでございます。なお、施行期日は令和6年1月1日となります。

次の第35条の3の2第2項は、第1項の次に、第2項として給与所得者の扶養親族等申告書に記載すべき事項が前年の申告内容と異動がない場合は、簡素化を図るため、異動がない旨を記載した申告書を提出することができる旨の規定を追加したもので、次の同条第3項から2ページ中段の第6項までは、第2項が追加されたことにより1項ずつ繰り下がったもの及び当該繰り下がりによる項ずれを整理したもので、これら第35条の3の2の改正規定の施行期日は令和7年1月1日となります。

次の第37条は、見出しに「等」を付け加え、同条第1項は、「によって」を「により」と単に書きぶりを修正したものでございます。こうした単純な書きぶりの修正は、まだ数か所ありますが、以後は説明を省略させていただきますので、ご了承をお願いいたします。次の同条第3項は、森林環境税を個人の町民税均等割に併せて賦課徴収する旨の規定を追加したものでございます。これら第37条の改正規定の施行期日は、令和6年1月1日となります。

下段から3ページ上段の第40条は、個人の町民税の納税通知書に記載すべき各納期の納付額に森林環境税額を合算する旨を規定したもので、その他の単純な書きぶりの修正を含む第40条の改正規定の施行期日は、令和6年1月1日となります。

次の第43条第1項は、特別徴収の方法により徴収する給与所得に係る所得割額及び均等割額には森林環境税額を含む旨を規定したもので、その他の単純な書きぶりの修正を含む第43条の改正規定の施行期日は、令和6年1月1日となります。

5ページをお願いいたします。上段の第45条は、地方税統一QRコード、いわゆるeL-QR（エルキューアール）を活用した納付が令和5年4月1日から開始されておりますが、これに対応した給与特別徴収税額納入書の新様式が地方税法施行規則に新設されたことにより、その様式番号を追記したものでございます。

次の第46条第2項は、既に特別徴収義務者から町に納入された給与所得に係る特別徴収税額が

当該納税者から徴収するべく給与所得に係る特別徴収税額を超える場合においては、当該納税者に未納金がある場合、これに充当することができる」と規定ありますが、この充当の書きぶりを修正したものであり、その他の単純な書きぶりの修正を含む第46条の改正規定の施行期日は、令和6年1月1日となります。

下段から6ページにかけての第46条の2第1項は、特別徴収の方法により徴収する公的年金等に係る所得割額及び均等割額には森林環境税額を含む旨を規定したもので、その他の単純な書きぶりの修正を含む第46条の2の改正規定の施行期日は、令和6年1月1日となります。

次の第46条の6第2項は、第46条と同様、既に特別徴収義務者から町に納入された年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額が当該特別徴収対象年金所得者から徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額又は仮特別徴収税額を超える場合には、当該特別徴収対象年金所得者に未納金があった場合、これに充当することができる旨を規定したものであり、この充当の書きぶりを修正したものであります。その他の単純な書きぶりの修正を含め第46条の6の改正規定の施行期日は、令和6年1月1日となります。

次の第47条第1項及び第5項並びに8ページ上段の第49条第1項は、eL-QR（エルキューアール）を活用した納付に対応した法人の町民税納付書の新様式が新設されたことにより、その様式番号を追記したものでございます。

次の第79条は、軽自動車税種別割において、ミニカーの区分から電動キックボード等の三輪の特定小型原付を除外するとするもので、除外した結果、三輪の特定小型原付は、50cc以下の原付に該当することになります。この改正規定の施行期日は、令和5年7月1日となります。

次の第94条第1項及び第5項並びに10ページの第97条第1項は、eL-QR（エルキューアール）を活用した納付に対応したたばこ税納付書の新様式が新設されたことにより、その様式番号を追記したものでございます。

次の附則第6条第1項は、肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例について、適用期限を3年延長し、令和9年度課税分までとするものでございます。

次の附則第8条及び附則第8条の2第3項は、令和3年度の改正により地方税法附則第64条を削るとされた改正規定が令和5年4月1日に施行されることに伴い、同条を引用する部分を削除するものであります。

次の附則第8条の3第12項は、地方税法施行規則の一部改正により施行規則附則第7条に4項追加されたことに伴う項ずれを整理したものでございます。

次の附則第13条の2は、地方税法第451条第1項第1号により税率が1%と規定された軽自動車

税の環境性能割について、令和元年10月1日から令和3年12月31日までの間の特例期間に購入した場合は非課税とする規定を削除するものであります。

これにより、次の第13条の2の2を13条の2に改めてございます。また、同条第4項は、不正を行った自動車メーカーを納税義務者と見なして、環境性能割の納税不足額を徴収する際に加算する割合を35%に変更するもので、この第13条の2の2の改正規定の施行期日は、令和6年1月1日となります。

次の第13条の6第3項は、税率が2%と規定された軽自動車税の環境性能割について、特例期間に購入した場合は1%とする規定を削除するものでございます。

次の第14条は、軽自動車税の種別割の税率の特例に関する規定でございますが、現行の軽減措置等について、75%軽減の対象となる軽自動車はすべて令和7年度取得分まで、50%軽減の対象となる軽自動車は営業用のみ令和7年度取得分まで、25%軽減の対象となる軽自動車は、営業用のみ令和6年度取得分までその特例期限が延長されたことに伴い、文言を整理して、第3項から第6項までを削除し、これによる項ずれを整理したものでございます

14ページ下段から15ページ上段の第14条の2第1項は、第14条の改正に伴う項ずれを整理したものでございます。また、同条第3項は、不正を行った自動車メーカーを納税義務者と見なして、種別割の納税不足額を徴収する際に加算する割合を10%から35%に引き上げるもので、施行期日は令和6年1月1となります。

次の第15条の2は、優良宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例の適用期限を、令和8年度課税分まで延長するものでございます。

議案6ページをご覧ください。改正附則についてご説明いたします。

附則第1条では、この条例の施行期日について規定してございますが、これからご説明いたします改正附則に係る施行期日以外につきましては、すでにご説明したとおりでございます。なお、施行期日が令和5年4月1日と異なる改正附則の施行期日については、内容説明と併せて説明させていただきます。

附則第2条は、町民税に関する経過措置でございます。同条第1号は、附則第1条第2号の規定により施行期日が令和6年1月1日とされた改正規定による改正後の美郷町税条例の規定中、個人の町民税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、令和5年度分までについては従前の例によるとしたもので、施行期日は令和6年1月1日となります。

第2項は、異動がない旨を記載した扶養親族等申告書を提出できるとする改正規定は、令和7年1月1日以後に支払いを受けるべき給与について提出する申告書に適用して、同日前に受ける

べき給与についての提出する申告書については、従前の例によるものとしてでございます。

次の附則第3条は、固定資産税に関する経過措置でございます。第1項は、第2項で定めるものを除いて、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和5年度以後の年度分の固定資産税に適用し、令和4年度分までについては、従前の例によるものとしてでございます。

第2項は、令和3年4月1日から令和5年3月31日までの期間に、令和3年の地方税法の一部を改正する法律による改正前の地方税法附則第64条に規定する中小事業者等が取得した特例対象資産に対して課する固定資産税は、従前の例によるものとしてでございます。

附則第4条は、軽自動車税に関する経過措置でございます。第1項は、電動キックボード等をミニカーの区分から除外する改正規定及び燃費不正による種別割の納税不足額を徴収する際に加算する割合を引き上げる改正規定は、令和6年度以降の年度分の種別割に適用し、令和5年度分までについては従前の例によるものとして、施行期日は令和6年1月1日となります。

第2項は、令和元年10月1日から令和3年12月31日までの間に取得された、この条例による改正前の美郷町税条例附則第13条の2及び第13条の6第3項に規定する軽自動車に対して課する環境性割については、従前の例によるものとしてでございます。

第3項は、環境性能割の納税不足額を徴収する際に加算する割合を引き上げる改正規定は、令和6年1月1日以後に取得された軽自動車に対して課する環境性能割について適用し、同日前までに取得された軽自動車に対して課する環境性能割については、従前の例によるものとして、施行期日は令和6年1月1日となります。

第4項は、グリーン化特例に関する改正規定は、令和5年度以降の年度分の軽自動車税の種別割に適用し、令和4年度分までは、従前の例によるものとしてでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（森元淑雄君） 提案理由並びに内容の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑あり」の声あり）

○議長（森元淑雄君） 10番、泉美和子君。

○10番（泉美和子君） 森林環境税について伺います。秋田県ではすでに同じような税金が徴収されていますけれども、それとの関わりはどのようになっているのでしょうか。更に新たに国の森林環境税が、更に上乘せしてと伺いますか、徴収されるのでしょうか。

○議長（森元淑雄君） 答弁を求めます。税務課長。

○税務課長（小田長光仁君） ただいまのご質問にお答えいたします。

これまで県税として課税されております水と緑の森づくり税につきましては、あくまでも県税でございます。今回の森林環境は国税となりますので、そのすみ分けについて町として答えるのは差し控えさせていただきたいと思っております。県税についても今後またぶん課税されるだろうということ、森林環境税が賦課されることでそれがなくなるとの情報はこのところありません。以上です。

○議長（森元淑雄君） 他に質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（森元淑雄君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「討論あり」の声あり）

10番、賛成ですが。反対ですか。

○10番（泉 美和子君） 反対です。

○議長（森元淑雄君） まず、原案に反対者の発言を許します。

10番、泉 美和子君登壇願います。

○10番（泉 美和子君） 承認第1号 専決処分事項の承認を求めることについて、反対の立場から討論いたします。美郷町税条例の一部を改正する条例の専決処分ですが、森林環境税についてです。個人の町民税の均等割に千円を上乗せして国が徴収するものです。すでに秋田県は、水と緑の森づくり税として森林環境税に似た税金を導入しています。国は二重課税ではないとはしていますが、町民にとっては更に同じような税金が徴収されて負担が増えることとなります。所得の多少に関わらず、一律で徴収されるので、収入の少ない人ほど負担感が大きくなるものです。物価高騰が続き、住民生活が厳しさを増している中で、増税することには賛成できません。このことが含まれた税条例改正の専決処分ですので承認できません。以上です。

○議長（森元淑雄君） 他に討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（森元淑雄君） これで討論を終わります。承認第1号について、これより採決をいたします。

この採決は、起立によって行います。本案を、原案のとおり決定することに、賛成の方の起立を求めます。

（起立 12人）

○議長（森元淑雄君） 起立多数です。よって、承認第1号 専決処分事項の承認を求めることについては、原案のとおり承認することに決しました。

◎承認第2号の上程、説明、質疑、討論、表決

○議長（森元淑雄君） 日程第5、承認第2号 専決処分事項の承認を求めることについてを上程し、議題といたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。税務課長。

○税務課長（小田長光仁君） 承認第2号についてご説明いたします。

議案10ページ、専決処分書をご覧ください。地方税法施行令の一部を改正する政令が、令和5年3月31日に公布され、翌4月1日から施行されることに伴い専決処分いたしました専決第2号美郷町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について報告し、承認を求めるものでございます。

改正条文は、議案11ページでございますが、内容につきましては、新旧対照表にて説明いたしますので、議案資料集17ページをご覧ください。

まず、第4条第3項は、後期高齢者支援金等課税限度額を20万円から22万円に引き上げるものでございます。

次の第25条第1項は、7割・5割・2割軽減後の後期高齢者支援金等課税限度額を同様に20万円から22万円に引上げるものでございます。

また、同項第2号は、5割軽減判定基準について、被保険者1人あたりの加算額を28万5,000円から29万円に引上げ、同項第3号は、2割軽減判定基準について、被保険者1人あたりの加算額を52万円から53万5,000円に引き上げるものでございます。

次の第25条の2は、次の第26条の2の改正にあわせて、規定中の第26条の2に第1項を追加表記したものでございます。

次の第26条の2第2項は、国から示された国民健康保険税条例参考例改正に合わせて書きぶりを修正したものでございます。

次の附則第5項は、対応する法令の規定の書きぶりにあわせ、第25条第1項を第25条に、同項を同条第1項に改正し、規定を適正化したものでございます。

次の附則第6項、附則第7項、附則第9項から附則第12項まで、附則第15項及び附則第16項についても、対応する法令の規定の書きぶりにあわせて第25条第1項を第25条に改正し、規定を適正化したものでございます。

議案11ページにお戻りください。下段の附則について説明いたします。附則第1項は、この条例の施行期日を令和5年4月1日とするものでございます。

附則第2項は、改正後の規定は、令和5年度以後の国民健康保険税に適用し、令和4年度分までの国民健康保険税については、従前の例によることとするものでございます。

説明は以上です。

○議長（森元淑雄君） 提案理由並びに内容の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（森元淑雄君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「討論あり」の声あり）

10番、反対ですか。賛成ですが。

○10番（泉美和子君） 反対討論です。

○議長（森元淑雄君） まず、原案に反対者の発言を許します。

10番、泉美和子君登壇願います。

○10番（泉美和子君） 承認第2号 専決処分事項の承認を求めることについて、反対の立場から討論いたします。美郷町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分は、国保税課税限度額について、後期高齢者支援金分を20万円から22万円に引き上げるものです。課税限度額は、年々引き上げられ、医療分と介護分を合わせると104万円となります。高所得者といってもあまりにも負担が重すぎます。物価高騰や新型コロナの影響が家計や経営に大きく及んでいる中、これ以上の増税はすべきではないと考えるものです。保険税軽減の対象範囲を拡大することは賛成するものですが、限度額引き上げには賛成できませんので、この承認案には反対をいたします。

○議長（森元淑雄君） 他に討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（森元淑雄君） これで討論を終わります。承認第2号について、これより採決をいたします。

この採決は、起立によって行います。本案を、原案のとおり決定することに、賛成の方の起立を求めます。

（起立 12人）

○議長（森元淑雄君） 起立多数です。よって、承認第2号 専決処分事項の承認を求めることについては、原案のとおり承認することに決しました。

◎承認第3号の上程、説明、質疑、討論、表決

○議長（森元淑雄君） 日程第6、承認第3号 専決処分事項の承認を求めることについてを上程し、議題といたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（武田浩之君） 承認第3号についてご説明します。

14ページ、専決処分書をご覧ください。令和4年度美郷町一般会計補正予算第13号について、歳入予算の確定などにより、令和5年3月31日付で専決処分しましたので、これを報告し、承認を求めるものです。

補正の内容ですが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億1,083万1,000円を追加する件及び地方債の補正5件でございます。

17ページ、第2表地方債補正をお願いします。変更の5件につきましては、充当する事業の事業費の増減等に伴う限度額の変更となります。

続きまして、歳入についてご説明します。22、23ページをお願いします。2款地方譲与税から14款国庫支出金までにつきましては、額の確定等による補正となります。

このうち、10款の特別交付税ですが、今回の補正を含めると3億7,507万円となり、令和3年度決算額と比較して、住民票等のコンビニ交付サービス導入などにより、306万1,000千円の増になります。

続きまして、16款1項2目利子及び配当金ですが、各基金の預金利子の額の確定による補正となります。

24、25ページをお願いします。17款1項2目は、ふるさと美郷応援寄付金の実績による増、20款2項1目は、町預金利子の額の確定による補正です。

21款町債の1目総務債から、26、27ページの7目衛生債までにつきましては、充当する各事業の実績等に伴う額の確定による補正となります。

引き続き、歳出についてご説明します。28、29ページをお願いします。2款1項2目行政推進費ですが、充当する過疎対策事業債及び基金預金利子の確定による財源補正となります。

6目企画費ですが、充当する過疎対策事業債の確定による財源補正となります。

3款1項2目障害者福祉費ですが、充当する過疎対策事業債の確定、3目高齢者福祉費は、過疎対策事業債及び基金預金利子の確定、4目医療給付費は、過疎対策事業債の確定による、それぞれ財源補正となります。

4款1項3目環境衛生費ですが、充当する基金預金利子の確定、2項1目清掃費は、充当する一般廃棄物処理事業債の確定による財源補正となります。

6款1項3目農業振興費及び6目畜産業費ですが、充当する過疎対策事業債の確定、7目農村整備費は、充当する合併特例債及び基金預金利子の確定、30、31ページに移りまして、上段の2項1目林業費は、充当する過疎対策事業債及び森林環境譲与税の確定による財源補正となります。

8款1項1目土木総務費ですが、充当する過疎対策事業債の確定による財源補正となります。また、2項2目道路維持費は、充当する臨時道路除雪事業費補助金及び合併特例債の確定、3目道路新設改良費は、充当する合併特例債、過疎対策事業債及び緊急自然災害防止対策事業債の確定による財源補正となります。

3項1目河川総務費ですが、充当する緊急浚渫推進事業債及び緊急自然災害防止対策事業債の確定による財源補正となります。

5項1目下水道費、6項1目住宅管理費、32、33ページに移りまして、上段の9款1項1目常備消防費、10款1項3目教育助成費までにつきましては、充当する過疎対策事業債の確定による財源補正となります。また、2項1目学校管理費は、充当する合併特例債の確定による財源補正となります。

13款1項1目基金費のうち、森林環境保全基金から薬用植物栽培推進基金までの各積立金は、預金利子の確定による補正、ふるさと美郷子ども育成基金積立金は、寄付金の実績による補正となります。

また、減債基金につきましては、令和5年度当初予算の町債見込み額や令和4年度から令和5年度への繰越事業に係る町債見込み額、さらには、地方財政法に基づく決算に伴う繰越金の取り扱いなどを勘案しまして、今後の財政運営におけるプライマリーバランス黒字化のための財源として積立金を増額するものです。

14款予備費ですが、歳入歳出予算の差額の調整分となります。

承認第3号の説明は以上でございます。

○議長（森元淑雄君） 提案理由並びに内容の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（森元淑雄君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（森元淑雄君） 討論なしと認めます。

承認第3号について、これより採決いたします。

お諮りします。承認第3号について、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森元淑雄君） 異議なしと認めます。よって、承認第3号 専決処分事項の承認を求めることについては、原案のとおり承認することに決しました。

◎議案第32号の上程、説明、質疑、討論、表決

○議長（森元淑雄君） 日程第7、議案第32号 令和5年度美郷町一般会計補正予算第2号を上程し、議題といたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。企画財政課長から順次説明願います。

○企画財政課長（武田浩之君） 議案第32号についてご説明します。

補正の内容ですが、歳入歳出予算の総額に1億3,937万8,000円を追加するものです。

歳入から順にご説明しますので、42、43ページをお願いします。

10款1項1目1節地方交付税ですが、今回の補正財源の一部として充当するものです。14款2項1目1節新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金ですが、今年3月に閣議決定された電力、ガス、食料品等価格高騰重点支援地方交付金として追加交付されるものです。その内容ですが、新たに低所得世帯支援枠分として令和5年住民税非課税世帯を対象とし、一世帯当たり上限3万円及び事務費が交付されるほか、低所得世帯支援枠とは別に、国の推奨事業メニュー分として生活者支援や事業者支援に関する事業を対象に9,028万1,000円が交付限度額として通知されております。このうち、今回の補正予算において、低所得世帯支援枠分として6,009万6,000円と国の推奨事業メニュー分として6,300万円、併せまして1億2,309万6,000円を計上しております。なお、事業の詳細につきましては、歳出にてご説明いたします。

○福祉保健課長（高橋 勉君） 続きまして、2目民生費国庫補助金の2節令和5年度子育て世帯生活支援特別給付金事業費補助金は議案のほか、議案資料集24ページもご覧願います。

食費等の物価高騰に直面し影響を特に受ける低所得の子育て世帯に対し、国が給付金として児童1人当たり5万円を支給するもので、ひとり親世帯へは県を通じて行い、その他の世帯向けの給付について、町を通じて支給するものでございます。対象は、令和4年度子育て世帯生活支援特別給付金を受給した世帯等で、令和4年度の支給実績146人分と直近で収入が減少した世帯分として50人程度を見込み、合わせて200人分を計上しております。その下の事務費補助金は、給付金

事業を進めるための事務費の財源となります。歳入の説明は以上です。

○企画財政課長（武田浩之君）　続きまして、歳出についてご説明します。

44、45ページをお願いします。2款1項6目企画費ですが、エネルギー・食料品等価格高騰支援事業の実施に要する予算となります。議案資料にて内容をご説明しますので、資料集24ページをお願いします。本事業ですが、エネルギー・食料品等価格高騰に伴う低所得世帯の経済的支援や消費下支え等を通じた生活者支援により、物価高騰による負担軽減を図ることを目的とするものです。はじめに、本事業の基準日を令和5年6月1日とし、美郷町の住民基本台帳に登録されていることを要件とします。次に支援内容ですが、低所得世帯支援として、令和5年度住民税非課税世帯に対し3万円の給付金を支給するとともに、低所得世帯支援の対象とならない世帯に対し、1万2,000円の生活応援券（共通利用券）を給付するものです。対象世帯数ですが、低所得世帯支援について1,950世帯、生活者支援について4,750世帯を見込んでおります。低所得世帯に対する給付金につきましては、6月上旬に対象世帯に案内通知を発送し、振り込み口座等の確認後、6月中旬ころから順次支給することとし、申請期限を7月31日までとする予定です。また、それ以外の世帯に対する生活応援券につきましては、6月中旬に各世帯へ発送を開始し、各世帯に到着しだい利用できるように準備を進めるとともに、使用期限を令和6年1月31日までとする予定です。議案44・45ページの方に戻っていただきまして、3節職員手当等ですが、事業実施に係る準備作業について、時間外勤務での対応が必要のため補正するものです。10節需用費のうち消耗品費は、通知用紙等の購入費、印刷製本費は生活応援券や封筒の印刷費になります。11節役務費の通信運搬費は郵送料、その下の手数料は給付金の振込手数料になります。12節委託料ですが、生活応援券の換金業務委託料となります。19節扶助費のエネルギー・食料品等価格高騰支援給付金ですが、1,950世帯を見込んでおります。2款の説明は以上でございます。

○福祉保健課長（高橋 勉君）　続きまして、3款2項5目児童措置費の3節から19節は、歳入で
ご説明しました令和5年度子育て世帯生活支援特別給付金事業に係るもので、3節の時間外手当
は新規の事務事業で時間外勤務への対応として計上するものでございます。10節の消耗品費は、
事業のお知らせや申請に係る用紙代など、印刷製本費は郵送用封筒でございます。11節の通信運
搬費は事前通知や交付決定通知の郵送料で、手数料は口座振込手数料でございます。12節の電算
処理委託料は事業実施にあたりシステム導入を委託するもので、19節の特別給付金は対象者200人、
1人当たり5万円を計上しております。令和4年度支給対象へは5月末までに、申請手続きは不
要で、児童手当で登録している口座へ振込みを予定しております。また、直近で収入が減少した
世帯に関しましては、令和6年2月末までの申請に対応する予定でございます。議案第32号の説

明は以上です。

○議長（森元淑雄君） 提案理由並びに内容の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。3番、鈴木正洋君。

○3番（鈴木正洋君） 子育て世帯生活支援特別給付金事業の電算処理委託料について、お伺いいたします。昨年と同じ金額が計上されているんですけども、こういった算定になる理由を教えてください。いただきたいと思います。

○議長（森元淑雄君） 答弁を求めます。福祉保健課長。

○税務課長（高橋 勉君） ただいまのご質問にお答えいたします。今年度の対象者というところで昨年度の支給対象者のほかに、今後所得が減少するというところの幅がございます。令和4年度の支給者に対する管理等ともございまして、新たな抽出作業もございまして、抽出した結果、決定通知なり口座振込の情報の処理というところで、修正が発生するというところでございまして、この金額で計上させていただきました。

○議長（森元淑雄君） よろしいですか。3番、鈴木正洋君。

○3番（鈴木正洋君） これは、やはり外部委託しなければならないような高度の作業ということですか。

○議長（森元淑雄君） 答弁を求めます。福祉保健課長。

○税務課長（高橋 勉君） お答えいたします。この度、5月末までの支給ということで緊急性がございます。確実な支給に充てるため、今回外部委託とさせていただきます。

○議長（森元淑雄君） よろしいですか。他にありませんか。2番、村田 薫君。

○2番（村田 薫君） 44、45ページのところで、2款1項のところですけども、エネルギー・食料品等価格高騰支援事業についてですけども、481万5,000円が一般財源から使われておりますが、この事業の性質、性格からみて全額が国の支出金で賄われるものと思いますが、ここらへんの理由をひとつよろしくお願いたします。

○議長（森元淑雄君） 答弁を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（武田浩之君） ただいまのご質問についてお答えします。エネルギー・食料品等価格高騰支援事業につきましては、令和4年度に実施しました類似の事業を参考に予算計上しているところです。昨年度に実施しました住民税非課税世帯へ5万円を支給する電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援事業の給付率ですが、こちらが97.49%、同じく15,000円を支給するエネルギー・食料品等価格高騰対応緊急支援金の給付率が94.43%、さらに地域振興券関連の使用換金率が、平均ですが97%となっております。これらを平均しますと約96%となりますので、この使用

実績を見込み、予算計上しております。そのため、予算執行段階において、最終的には一般財源を圧縮できるものと見込んでおります。説明は以上でございます。

○議長（森元淑雄君） よろしいですか。他に質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（森元淑雄君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（森元淑雄君） 討論なしと認めます。

議案第32号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第32号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森元淑雄君） 異議なしと認めます。よって、議案第32号 令和5年度美郷町一般会計補正予算第2号は、原案のとおり決しました。

◎閉会の宣告

○議長（森元淑雄君） 以上で、本臨時会に上程されました議案の審議は終了いたしました。

これをもちまして、令和5年第4回美郷町議会臨時会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

（午前10時50分）

地方自治法第123条の規定により下記に署名する。

令和5年4月24日

美郷町議会議長 森元淑雄

署名議員 伊藤福章

署名議員 高橋正和